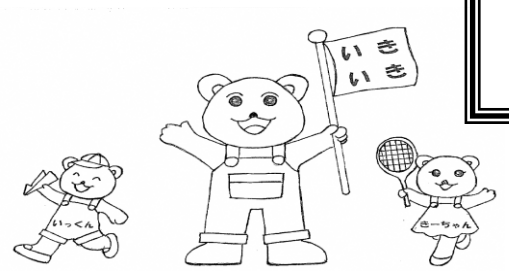
# 枚方子どもいきいき広場




令和９年度版 運営マニュアル

（案）

## 1. 参加児童の把握について

参加児童については、月間プログラムに付属の「参加カード」の提出により、事前に申し込んでいただきます。

※参加カードについては、二次元コード等を活用して、インターネット申し込みを行っている団体もあります。

**≪基本的には、次の手順で行ってください≫**

①月間プログラム（実施団体が作成）は、活動月の前月初旬に作成・配布する。

※印刷作業は、原則として実施団体が行うこととします。

※印刷は学校の印刷機器を借用し、印刷に必要な消耗品（インク、用紙等）は実施団体が用意してください。

※全児童への配布については、小学校が実施します。

※月間プログラム・参加カードの配布を月ごとではなく、数か月分をまとめて行うこともできますが、あらかじめ学校と相談してください。

**※「いきいき広場」の事業運営には、学校との連携や協力関係が大切です。そのため、担当課（学校教育部 放課後子ども課）から、学校に事業への協力をお願いしています。**

②児童が参加カードを学校（各クラスの担任）に提出する。

学校は、回収した参加カードを「いきいき広場」用の連絡箱に投函する。

※インターネット申し込みの場合は、学校における提出・回収はありません。

③実施団体は、参加カードを集約・確認するとともに、参加者名簿を作成し、人数を把握しておく。

※参加費を徴収する場合は、当日、児童から徴収してください。

※実施日当日、参加カードの事前提出がない児童が来た場合は、プログラムの内容及び安全管理面で対応

参加カード（見本）



■■小校区枚方子どもいきいき広場実施団体

「枚方子どもいきいき広場」（見本）

○月の月間プログラム

| 日時 | 活動内容 | 持ち物 | 集合時間・場所 | 終了予定時間 | 正門の開放時間帯 |
|---|---|---|---|---|---|
| 6日（土） | 茶道 | なし | 13：30　図書室 | 15：30 | ・13：00～15：30<br>・15：15～16：00 |
| 13日（土） | 卓球 | うわぐつ | 9：30　体育館 | 11：30 | ・9：00～9：30<br>・11：15～12：00 |
| 20日（土） | 囲碁 | なし | 9：30　図書室 | 11：30 | ・9：00～9：30<br>・11：15～12：00 |
| 27日（土） | ソフトバレー | うわぐつ | 9：30　体育館 | 11：30 | ・9：00～9：30<br>・11：15～12：00 |

※参加される方は、下記の参加カードに記入し、○月○日までに担任の先生にお渡し下さい。

**保護者の方へお願い**

**子どもたちの健全育成の観点から、保護者の方も、積極的に参加していただきますよう、ご協力ください！！**

児童の皆さんは自転車での来校はできません。

活動終了後は、児童の安全面の観点から速やかに帰宅して下さい。また、保護者が迎えに来るなど、ご家庭で安全確保に配慮してください。

**ケガ・事故について**

枚方子どもいきいき広場の活動については、市が負担する傷害保険及び賠償責任保険に加入しています。活動中にけが等事故が発生した場合は、病院紹介、救急車の手配、保護者への連絡等を行います。なお、補償内容につきましては、右記コードのリンクをご確認ください。

＜ きりとり ＞

**令和○○年○月分　○○小学校「枚方子どもいきいき広場」参加カード**

| ふりがな<br>児童名 | 年　組 | 自宅電話 |
|---|---|---|
| 自宅住所　＜この欄が不要な場合は削除してください＞ | | |
| 保護者名 | 緊急連絡先<br>（携帯・勤務先等） | |

※保護者の緊急連絡先は、児童のけが・事故等の際に必要ですので、**originの取れる電話番号**を記入してください。
※この参加カードは、緊急時や活動に使用するものであり、それ以外には使用しません。

| ○/6　茶道 | ○/13　卓球 | ○/20　囲碁 | ○/27　ソフトバレー |
|---|---|---|---|
| 参加・不参加<br>（どちらかに○をつけてください） | 参加・不参加<br>（どちらかに○をつけてください） | 参加・不参加<br>（どちらかに○をつけてください） | 参加・不参加<br>（どちらかに○をつけてください） |
| 参加費300円はご用意ください。おつりがないようにお願いします。 | 参加費不要 | 参加費不要 | 参加費不要 |

※4回とも不参加の場合は、参加カードの提出は不要です。

が可能で、その時点で参加カード（緊急連絡先等）が確認できる場合には、受け入れていただいても問題ありません。

**※参加者名及び参加人数は、必ず把握してください。参加者を特定できない場合には、傷害保険等が適用されません。**

## 2. 児童が「いきいき広場」に参加するまでの流れ

①前月に小学校で配布された月間プログラムにより、開催日・時間帯・内容・場所等を確認し、参加したいプログラムを決める。

②月間プログラム付属の参加カードに必要事項を記入し、受付期限までに小学校に提出（担任の先生に提出または専用 BOX に提出等）する。
二次元コードによるインターネット申し込みの場合は、受付期限までに申し込む。

③当日、集合時間に合わせて参加（参加費がいる場合は持参）する。

## 3. 活動当日の流れについて

◎参加者（児童・サポーター）の出欠確認。受付簿に「名前」「学年・クラス」「来た時間」を書いてもらい、参加カードと照合。
◎当日の注意事項を説明し、活動を開始。
◎参加者が帰る際に「帰る時間」を記入してもらう。
◎活動終了後は、後片付け、清掃を実施。
◎校内に参加者が残っていないかを確認し、活動終了。

※障害のある児童の参加については、安全確保の観点から、保護者の同伴をお願いしています。なお、保護者が「障害のある児童サポーター」の配置について相談に来られた場合は、対応をお願いします。

※本年度の「いきいき広場実施団体」が使用していた教材等は、次年度の実施団体にも引き継がれます。保管場所等については、事前に課及び学校と調整してください。

※学校の施設・備品を破損した場合は、速やかに課及び学校に報告してください。

## 4. けが・事故等発生時の対応（流れ）について

①児童がけがをした時は、けがの具合を確認し、保護者に連絡するとともに、応急手当を行う。また、必要に応じて、救急車を呼ぶ、あるいは病院に搬送するなどの措置を講じる。

②保護者に状況を説明し、迎えに来てもらうなどの対応を相談する。

③救急車を呼ぶほどではないが、緊急のため、子どもをタクシーで病院に連れて行った場合のタクシー代は、補助金から支出(この場合、必ず領収書を受け取り、収支報告に計上)する。
④子どもが体調不良を訴え、病院へ連れていくほどではないように見受けられた場合は、学校施設管理人等に連絡し、保健室等で休ませて様子を見るとともに、保護者に連絡し、迎えに来てもらうなどの対応を相談する。
⑤保険請求が必要な場合は、事故状況調書を作成し、放課後子ども課に提出する。

## 5. けが・事故の補償について

活動実施中の参加者及び実施団体の構成員に起こったけが・事故等に対し、市が一括して傷害保険及び賠償責任保険に加入(保険料は市が負担)しています。けが・事故が発生した場合に適用される保険の概要は次のとおりです。なお、保護者には月間スケジュールへの記載や市ホームページへのリンク等で周知をお願いします。

【傷害保険】
●保険対象者:活動に参加している児童(校区に住む小学1年から6年生)、保護者、実施団体の構成員(サポーターなど)、幼児(活動参加者に限る)
●補償内容:通院 2,000 円/日(90 日を限度)、入院 3,000 円/日(180 日を限度)
死亡 200 万円
●特定疾病(熱中症、細菌性食中毒等)の補償内容:通院 2,000 円/日、入院 3,000 円/日
※上記の他、手術、後遺障害の補償もありますので、必要な場合はお問い合わせください。
※傷害保険の特定疾病については特約扱いとなり、補償額は傷害事故の 1/10 の金額となりますので、ご了承ください。
※通院、入院とも初日から適用となります。
※「いきいき広場」への行き帰りも対象となりますが、学校へ行く途中や帰宅途中に、公園等へ寄り道をしてけがをした場合は、保険の対象とはなりません。参加にあたっては、学校で定められた通学路で行き帰りをするよう、呼びかけてください。
※「いきいき広場」への行き帰りにおいて、児童の自転車の利用は禁止しています。例えば、活動終了後の帰宅途中に自転車で転んだ等で事故・けがをした場合、保険は適用されません。
※車での送り迎えにおける事故・けがについても、保険は適用されません。なお、車の校内への乗り入れは禁止しています。
※「いきいき広場」活動中は、学校が加入しているスポーツ振興センター災害共済給付及び校区コミュニティ協議会が加入している市民公益活動補償保険は適用されません。

【賠償責任保険】
●活動参加者の人身事故等に対し、実施団体の代表者やコーディネーター、サポーター等に法律上の責任がある場合は、1人3千万円、1事故3億円、財物に対しては1事故1千万円を限度に補償されます(免責なし)。

●活動中の事故やケガによる児童への対応や保護者への連絡・保険請求等の手続きについては実施団体にて対応していただきますが、実施団体と保護者との間で訴訟となるような大事故等が発生した場合は、放課後子ども課も対応します。なお、賠償責任保険については、弁護士によるサポート特約（示談交渉・調停など）も含まれています。

## 6. 保険請求の手続きについて

【活動中に起こったけが・事故の場合】

①実施団体が事故当日の受付名簿及び所定の事故状況調書を作成し、FAXまたはメールで放課後子ども課まで提出するとともに、土曜日専用携帯電話に連絡する。

②軽症であっても保険請求の手続きを行う場合が考えられるので、事故状況調書は必ず作成する。

※事故の現認者は、実施団体の構成員となります。

【行き帰りに起こったけが・事故の場合】

①学校で定められた通学路で帰宅途中にけが・事故があった場合、保護者が作成した事故状況調書の提出を受ける。

②実施団体は、事故当日の受付名簿の写しと保護者から提出された事故状況調書を放課後子ども課まで提出する。

※事故の現認者は、保護者となります。

※必要に応じて、実施団体から保護者に連絡を取り合っていただくことがあります。

【放課後子ども課に報告後】

①受付名簿の写しと事故状況調書は、放課後子ども課から保険会社に送付する。

②保険会社から保険請求者（保護者）に、補償金請求手続き書類が送付される。

※補償金請求手続きに関しては、保険請求者（保護者）から直接、保険会社に申請していただきますので、その旨を伝えてください。

## 7. 夏場等の対応について

プールの利用について

プールの利用は、重大な事故につながる可能性が高いので、「いきいき広場」の実施プログラムとすることはできません。

但し、次の項目をすべて満たす場合は認めることとします。

①救急法を受講したサポーター・保護者等の協力が得られるとともに、実施団体としての安全管理体制が十分確保されること。

②小学校の協力（水質検査、機械の操作、鍵の管理等）が得られること。

③障害のある児童の受入れについては、原則保護者が同伴すること。保護者が同伴できない場合は、サポーターを必ず付けるとともに、事前に保護者と実施団体の間で十分な話し合いを行うこと。

④実施計画書を作成し、放課後子ども課の承認を受けること（実施団体は控えを保管すること）。

弁当の保管場所について

午前から午後にかけて活動を行う際、児童が弁当を持参する場合は、衛生面を考慮して、エアコンが設置されている教室内など、適切な場所で保管してください。

熱中症対策について

参加児童の体調把握に努めるとともに、熱中症予防対策温湿度計を参考に、屋外から屋内活動への切り替えあるいは活動の自粛の判断を行ってください。屋内活動であっても、定期的に水分補給の時間を設けてください。

実施団体の救急用品として、経口補水液や瞬間冷却剤等の準備をお願いします。また、児童に熱中症が疑われる事例が発生した場合には、安静を確保し、事故・ケガ発生時に準じて対応してください。

落雷等について

落雷や竜巻・突風・急な大雨の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候急変時には、躊躇することなく利用時間の変更・中断・中止等の適切な措置を講じてください。

## 8. インフルエンザ、台風接近時、地震時等の対応について

**【流行性疾患（インフルエンザ・はしか・風疹等）の発生時の対応について】**

■枚方子どもいきいき広場の実施日が、インフルエンザ等の流行性疾患による学級閉鎖・学年閉鎖期間中の場合は、感染拡大防止等の観点から、その学級・学年に在籍する児童は「いきいき広場」に参加できません。また、インフルエンザ等の罹患児童の兄弟姉妹も参加できません。実施日の前日までに解除された場合は、参加できます。

なお、実施日がインフルエンザ等を起因とする臨時休校の期間中である場合は、「いきいき広場」の活動は中止となります。

## 【台風接近時等の対応について】

**（１）活動実施前に、枚方市にレベル３の各種警報、暴風警報、暴風雪警報、レベル４の各種危険警報、レベル５の各種特別警報が発表された場合（各種警報：氾濫警報、大雨警報、土砂災害警報）**

「いきいき広場」当日の午前７時現在で警報が発表されているときは、活動を中止としてください。また、午前７時以降においても、活動実施前に警報が発表された場合は、活動を中止としてください。

**（２）活動実施中に、枚方市にレベル３の各種警報、暴風警報、暴風雪警報、レベル４の各種危険警報、レベル５の各種特別警報が発表された場合**

警報発表時点より「いきいき広場」を中止としてください。また、児童の安全確保のため、保護者に連絡して、迎えに来てもらってください。その後の活動時間内に警報が解除されても、その日の活動は中止です。

※活動すべきか判断に迷ったときは、放課後子ども課まで連絡してください。
※事前に活動を中止とする場合は、放課後子ども課及び小学校に連絡してください。
※当日に活動を中止とする場合は、被害状況や対応内容とともに、放課後子ども課土曜日専用携帯電話まで連絡してください。

## 【地震発生時等の対応について】

**（１）「いきいき広場」当日、実施前、枚方市域に震度５弱以上の地震が発生した場合の対応**

■活動を中止してください。
■中止の旨を小学校に連絡してください。

**（２）「いきいき広場」実施中、枚方市域に震度５弱以上の地震が発生した場合の対応**

■すぐに活動を中止してください。
■登校した児童の安全確保のため、保護者に連絡し、迎えに来てもらってください。但し、被害が甚大なときは連絡が取れない場合もあるので、その際は、安全な場所で待機させてください。

**《地震発生初期の対応》**

■教室にいるときに揺れを感じた際は、机の下に入るなど体を隠して待機し、揺れが収まった後に建物倒壊の危険がある場合は、児童を運動場などの広い場所に避難させてください。

■運動場にいる場合は、周囲の安全を確認の上、そのまま児童を運動場で待機させてください。

**《避難場所での児童の状況確認》**

■人数を確認し、けが人がいないかを確認してください。けがの状況によっては、救急車を呼ぶなどの対応をお願いします。

※枚方市域で震度４以下の地震が発生した際においても、活動すべきか判断に迷った場合は、放課後子ども課までご連絡ください。

※活動を中止した場合は、被害状況や対応内容などについて、放課後子ども課までご連絡ください。

【参考】緊急地震速報について

緊急地震速報とは、最大震度5弱以上の揺れが予想されるときに、震度4以上が予想される地域に対して、揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く発信される情報のことです。テレビ・ラジオのほか、携帯電話・スマートフォンに伝達されます。

## 9. 実施団体からの相談窓口について

「枚方子どもいきいき広場事業」開催時の土曜日には、巡回アドバイザー（放課後子ども課から派遣）が、適宜、各校区の巡回に努めますので、その際に運営上のご相談をお受します。また、土曜日の緊急連絡につきましても、巡回アドバイザーがお受けします。

なお、平日の9時～17時30分の時間帯（開庁時間内）においては、放課後子ども課で担当者が相談をお受けします。

枚方市教育委員会　学校教育部　放課後子ども課
〒573-1159　枚方市車塚１丁目 1-1　輝きプラザきらら 4 階
《TEL》050-7105-8201　《FAX》072-867-8131
《土曜日専用携帯電話》080-9476-3875
《枚方いきいき広場専用 E メールアドレス》
ikiikihiroba@city.hirakata.osaka.jp